

事前検査プログラム (Pre-travel Testing Program)

自己隔離
免除



★ 日本を出発する72時間以内にハワイ州保健局が指定する日本国内の医療機関で、厚生労働省により承認されているPCR検査を含む核酸増幅検査(NAT^{※1})を行い、ハワイ州保健局が指定する陰性証明書(英語)を提示すれば、ハワイでの**10日間の自己隔離が免除**されます。

※1 NAT (Nucleic Acid Amplification Test) は、ウイルス遺伝子を構成する核酸(DNAまたはRNA)の一部を増幅して検出する検査法であり、PCR検査も核酸増幅法のひとつです。

※2 カウアイ島に関しては陰性証明書持参に関係なく、10日間の自己隔離が必須となります。